

災害時における緊急輸送等に関する協定書

旭 川 市

協同組合 旭川ハイヤー協会

災害時における緊急輸送等に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と協同組合旭川ハイヤー協会（以下「乙」という。）は、旭川市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）が発生した場合の緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、緊急輸送等の協力要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

（協力要請の対象）

第2条 この協定における協力要請の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 応急対策等に必要となる人員、要配慮者等の輸送業務
- (2) 応急対策等に必要となる機材、物資の輸送業務
- (3) 災害状況及び被害情報の収集・通報
- (4) その他甲が必要と認めるもの

（協力要請の方法）

第3条 甲は、緊急輸送の要請を書面（第1号様式）にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、公共交通機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、タクシー無線を有効に活用し、通常業務に優先して輸送業務を実施するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき緊急輸送を実施したときは、口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後速やかに書面（第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送に要した経費については、甲が負担するものとする。

(経費の支払い)

第7条 輸送に要した経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、旭川市の規定に基づき、その内容を精査確認し、速やかにその経費を支払うものとする。

(旅客及び第三者に対する責任等)

第8条 乙は、第3条により要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により通知するものとする。

(情報の提供)

第10条 乙は、輸送業務のほか通常業務中に覚知した場合においても、災害被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第11条 この協定に特別の定めがあるもののほか、この協定の実施について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

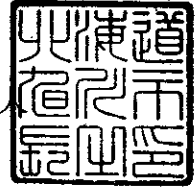
(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月12日

甲 旭川市
市長 西川 将



乙 旭川市春光町10番地の34
協同組合旭川ハイヤー協会
理事長 柏葉 健一



(第1号様式)

平成 年 月 日

災害時における緊急輸送の協力要請書

協同組合旭川ハイヤー協会
理事長 様

旭川市長
(旭川市災害対策本部長)

災害時における緊急輸送に関する旭川市と協同組合旭川ハイヤー協会との協定第3条の規定に基づき、次のとおり緊急輸送協力を要請します。

連絡先	電話 _____
口頭、電話等による連絡の日時	平成 年 月 日 時 分
要請理由	
車両台数及び配車場所(内訳)	
要請期間	
輸送対象	
備考	

(第2号様式)

平成 年 月 日

災害時における緊急輸送の協力実施報告書

旭川市長 様
(旭川市災害対策本部長)

協同組合旭川ハイヤー協会
理事長

災害時における緊急輸送に関する旭川市と協同組合旭川ハイヤー協会との協定第5条の規定に基づき、次のとおり輸送協力の報告をします。

連絡先	電話 _____
従事車両 (内訳)	
従事者	別添名簿のとおり
従事日数 走行距離	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで km
備考	

災害時における緊急輸送等に関する協定運用要領

旭川市（以下「甲」という。）と協同組合旭川ハイヤー協会（以下「乙」という。）は、「災害時における緊急輸送等に関する協定書」（平成30年4月12日締結、以下「協定」という。）に基づき、次のとおり運用方法を定める。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、緊急輸送等の協力要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

（協力要請の対象）

第2条 この協定における協力要請の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 応急対策等に必要となる人員、要配慮者等の輸送業務
- (2) 応急対策等に必要となる機材、物資の輸送業務
- (3) 災害状況及び被害情報の収集・通報
- (4) その他甲が必要と認めるもの

【協定運用要領】

第2条関係

- (1) 「応急対策等に必要となる人員、要配慮者等の輸送業務」とは、次の場合をいう。
 - ア 甲職員を自宅等から市役所本庁舎等に輸送する場合。
 - イ 甲職員を市役所本庁舎等から甲職員が指示する用務地に輸送する場合。
 - ウ 要配慮者を甲が指定する避難所（福祉避難場所を含む）に輸送する場合。
- (2) 「応急対策等に必要となる機材、物資の輸送業務」を行う場合は、必ず甲職員が乗車するものとする。
- (3) 「災害状況及び被害情報の収集・通報」とは、業務中に覚知し、収集した災害状況及び被害情報を甲又は緊急通報用電話番号（119番）に通報、若しくは消防署・消防出張所に直接通報する場合（駆け込み）をいう。

（協力要請の方法）

第3条 甲は、緊急輸送の要請を書面（第1号様式）にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

【協定運用要領】

第3条関係

甲職員が乙に加盟する事業者（以下「事業者」という。）に直接配車要請をする場合、「甲

職員であること」及び「協定に基づく要請であること」を明確に伝えるものとする。

また、甲から乙への要請は、乙に連絡可能な場合は、乙に行うものとする。

ただし、乙に連絡がつかない場合は、事業者に直接連絡するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、公共交通機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、タクシー無線を有効に活用し、通常業務に優先して輸送業務を実施するものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、甲の要請に基づき緊急輸送を実施したときは、口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後速やかに書面（第2号様式）を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送に要した経費については、甲が負担するものとする。

【協定運用要領】

第6条関係

甲が事業者を支払う経費は、出勤した事業者が甲の指定する場所に到着した時から、当該出勤において最終の輸送を完了した時までを対象とし、各事業者が認可を受けた料金とする。

(経費の支払い)

第7条 輸送に要した経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、旭川市の規定に基づき、その内容を精査確認し、速やかにその経費を支払うものとする。

【協定運用要領】

第7条関係

乙は、協定第7条に規定する経費について、事業者の輸送実績を集計し、積算根拠を示す実績一覧等を添付した請求書により甲に一括して請求するものとする。

なお、タクシーチケットにより支払いを受けた経費は、この請求書から除外する。

(旅客及び第三者に対する責任等)

第8条 乙は、第3条により要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により通知するものとする。

【協定運用要領】

第9条関係

甲及び乙の要請・報告等に関する連絡系統は別に定め、随時更新するものとする。

(情報の提供)

第10条 乙は、輸送業務のほか通常業務中に覚知した場合においても、災害被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第11条 この協定に特別の定めがあるもののほか、この協定の実施について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

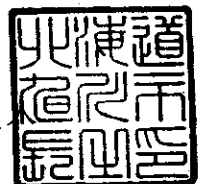
(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

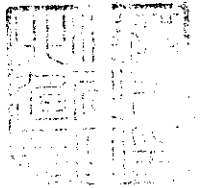
平成30年4月12日

甲 旭川市
市長 西川 将



乙 旭川市春光町10番地の34
協同組合旭川ハイヤー協会
理事長 柏葉 健一





103